いきいき茨城ゆめ国体鉾田市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、鉾田市で開催される第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体鉾田市スポーツクライミング競技会」及びリハーサル大会(以下「大会」という。)の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の範囲

- (1)協賛の受入れは、大会の広報啓発及び歓迎装飾並びに運営に係る物品について行う。
- (2)金銭による協賛のときは、その金銭を大会の広報啓発及び歓迎装飾又は運営に係る経費に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1)協賛の受入れは,第74回国民体育大会鉾田市実行委員会(以下「実行委員会」という。)で行う。
- (2)協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (3)協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を協賛者に交付する。
- (4)協賛物品等の搬入,据付,撤去等に要する費用は,原則として協賛者の負担 とする。

4 協賛として取り扱わないもの

- (1)大会の趣旨に反するもの
- (2)公の秩序、良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの
- (5)個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他, 実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

(1)協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。 ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法に

より表示をするものとする。

(2)前号の規定により表示をする場合は、協賛者名及び文字、イラスト等の表示方法について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 謝意の表明

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて広報誌等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成29年11月22日から施行する。